

# 四街道市保育所等における保育に関する 規則の一部改正について

## 1. 改正の目的

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「保育所等」という。）における保育の利用については、児童福祉法第 24 条に基づき、市町村が利用調整を実施することとなっています。

四街道市の利用調整においては、保護者の保育の必要性の要件及び世帯の状況等を「保育所等利用調整基準」及び「優先事由及び調整事由」（以下「指数」という。）により点数化して、指数の高い方から保育所等の利用の決定をしています。

現在の指数表は、平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度に対応するために、国から示された優先利用項目の追加等を行い制定したものです。

平成 30 年 4 月の入所申請に向けて、保育所等を希望する方への公平性の確保や待機児童解消に向けた保育士の確保に繋がる新たな加算項目を設けるなど見直しを行うため規則の一部を改正するものです。

## 2. 主な改正の内容

### (1) 別表第 1 保育所等利用調整基準の「就労時間」について【改正】

就労時間については、1 日当たり勤務時間かつ月当たりの勤務日数で、算定されていますが、働き方の多種多様に伴い月当たりの勤務時間に変更します。

### (2) 別表第 1 保育所等利用調整基準の「障害の程度」について【改正】

精神障害者の保持している手帳の級に応じて細分化します。

### (3) 別表第 2 優先事由及び調整事由の「保育士、保育教諭の資格を有し、かつ市内の保育所等で就労（内定）する場合」について【追加】

保育士等の確保のため、市内の保育所等に就労（または内定）している場合には、加点します。

### (4) 別表第 2 優先事由及び調整事由の「義務教育修了前の子どもが 3 人以上いる世帯」について【改正】

多子世帯への配慮から義務教育修了前の第 3 子以降を優先入所するため加算点を見直します。

## 3. 改正（案）

四街道市保育所等における保育に関する規則の改正案につきましては、別紙改正案及び新旧対照表をご参照ください。